

第2回 鬼怒川河川整備計画有識者会議 議事録

1. 開会

○成田副所長

定刻となりましたので、第2回鬼怒川河川整備計画有識者会議を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。私は本日、進行を務めさせていただきます下館河川事務所副所長の成田でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日の有識者会議につきましては、対面とウェブを併用しての開催とさせていただきます。取材の皆様におかれましては、記者発表の際にお伝えしておりますとおり、カメラ撮りは議事次第4の座長挨拶までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、取材の皆様には記者発表でお知らせしております注意事項に沿って、適切に取材をしていただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。あわせまして、職員等による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。議事次第、委員名簿、座席表、鬼怒川河川整備計画有識者会議規約、鬼怒川河川整備計画有識者会議公開規程、鬼怒川河川整備計画有識者会議傍聴規程、資料1としまして、「第1回有識者会議にていただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方」、資料2「鬼怒川河川整備計画（変更原案）についていただいた意見に対する関東地方整備局の考え方」、資料3「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表」、資料4「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」、資料5「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）の概要」、参考資料として「鬼怒川河川整備計画の変更について」の以上となります。資料の不足等がございましたら、お近くのスタッフにお声かけください。

それでは議事を進めさせていただきます。議事次第の2、挨拶ということで、青木事務所長よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

○青木事務所長

下館河川事務所長の青木と申します。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の資料ですが、有識者会議、関係県会議、流域の住民の皆さんに様々な意見をいただきましたので、それをしっかり検討しまして、整備計画変更案としてお示しさせていただきます。前回同様、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いします。

3. 委員紹介

○成田副所長

ありがとうございました。続きまして、議事次第の3、委員紹介に入ります。
委員名簿の順に、委員の方々をご紹介させていただきます。
作新学院大学、青木委員です。

○青木委員

青木です。よろしくお願いいたします。

○成田副所長

宇都宮大学、池田委員

○池田座長

池田です。よろしくお願いいたします。

○成田副所長

栃木県水産試験場、大野委員、本日はウェブにて出席をいただいております。

○大野委員

よろしくお願いいたします。

○成田副所長

筑波大学、武若委員

○武若委員

武若です。よろしくお願いいたします。

○成田副所長

元茨城県立歴史館、永井委員

○永井委員

永井です。よろしくお願いいたします。

○成田副所長

茨城県水産試験場、根本委員、本日はご都合により欠席となっております。

東京大学大学院、乃田委員、本日はウェブにて出席いただいております。

○乃田委員

乃田です。よろしくお願いいたします。

○成田副所長

宇都宮共和大学、和田委員

○和田委員

和田です。よろしくお願いいたします。

4. 座長挨拶

○成田副所長

続きまして、議事次第の4、座長の挨拶に移らせていただきます。池田座長より一言ご挨拶お願いいたします。

○池田座長

座長を務めさせていただきます、池田と申します。本日は委員の皆様、ご多忙のところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。所長と同じ話になってしまうので違うこととして、先週、関東でも大変な雪が降って、これも気候変動なのかもしれませんし、雨が少なくても困った話になるということも考えながら、いろいろご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○成田副所長

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力お願いいたします。それでは、議事次第の5、議事に移らせていただきます。委

員の皆様にお願いがございませう。ご発言の際には、座長の指名の後にご発言いただきますようお願いいたします。また、ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、挙手機能でお知らせいただき、座長の指名の後にご発言をいただけますようお願いいたします。また、カメラはご発言の際にまたつけていただきまして、今は切っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、この後の進行につきましては、座長にお願いすることといたします。池田座長、よろしくお願ひいたします。

5. 議事

○池田座長

それでは、議事次第の5、議事に入りたいと思います。鬼怒川河川整備計画の変更について、資料の説明をお願いします。

○遠山流域治水課長

はい。資料の説明をさせていただきます。下館河川事務所で流域治水課長をしております遠山と申します。よろしくお願ひいたします。資料1と、資料2を続けてご説明させていただければと思います。まず、資料1についてご説明をさせていただきます。

第1回有識者会議にて、いただいた意見に対する関東地方整備局の考え方という資料でございますけれども、1月7日に開催させていただいた有識者会議において、下段に記載のあるとおり、本文については、第1回会議にてお配りした資料6変更原案の変更内容比較表ですとか、資料4については、鬼怒川河川整備計画の変更について示しており、この2つの資料についていただいたご意見に対して、関東地方整備局の考え方をまとめさせていただいたものでございます。

1ページ目でございますけれども、左側に番号を振っておりますので、この順番でご説明をさせていただきますと思います。1番目になりますけれども、本文の関係になりまして、鬼怒川の流域及び河川の概要に関して、最新の流域内人口や土地利用の変化について確認をしたいということでご意見をいただいております。これにつきましては、3ページ目をご覧くださいけれども、現行の河川整備計画において記載されている流域内人口というのは、第9回の河川現況調査で、調査基準年は平成17年のものになりますけれども、それを基に約55万人と記載をさせていただいておりますけれども、最新の情報として、第10回ということで調査基準年が平成22年のものがございませうので、そちらの約56万人ということで、本文を更新したいと考えてございませう。それから下段になりますけれども、土地利用についてになります、変更原案においてお示したのは、国土

数値情報土地利用細分メッシュデータというもので、令和3年のものを用いたものになりまして、左下にあるとおり、この表を当日ご説明させていただいておりますけれども、それと現行の河川整備計画に記載されているのが、河川現況調査の平成17年のものになりまして、それと同時期である平成18年の土地利用細分メッシュデータを用いたものを比較した結果、下にお示しするよう
に、変化がわずかであるということを確認しているところです。下段に令和3年と右側に平成18年のものがありますけれども、こういった変化があるのかというような比較をしてございます。若干変化があるのが、②の市街地等というところで、平成18年には流域面積割合としては12%だったものが、令和3年に13%ということです。若干でございますけれども、上がっているということになってまして、これについては、流域の一番下あたりになりますけれども、例えばですけど、TXの守谷駅のあたりの市街地開発によるものなどを確認しているところですが、基本的には変化がわずかであるということを確認しているというような状況でございます。

資料1 ページ目に戻っていただきまして、2番目になりますけれども、こちらも本文に関するところで、流域及び河川の概要についてですが、中流部において、ホトケドジョウの記載が変更原案でムサシノジュズカケハゼに変更された理由を教えてくださいということでございますけれども、ワンド・たまり環境を利用する魚類といたしましては、河川水辺の国勢調査で魚類調査等確認させていただいて、ドジョウだったり、ホトケドジョウ、それからムサシノジュズカケハゼというものが経年的に確認をされておりますけれども、今回ワンド・たまり環境において、依存度が他の種より比較的高い、ムサシノジュズカケハゼというものを記載させていただいているところでございます。

続いて3番目になりますけれども、これについても流域及び河川の概要についてですが、サケの遡上が見られ、多くの産卵床が確認という記載について、変更原案でも引き続き記載をされておりますが、近年の状況を見ると、サケの遡上が見られ、産卵床が確認というのが適当ではないかというご意見については、ご意見のとおり本文の修正をさせていただいているところです。

4番目になりますけれども、資料4の流域の概要になりますけれども、特徴的な自然環境という部分の下流部の特徴として、魚類についても記述してほしいというところでございます、これについては4ページ目をご確認いただければと思います。第1回有識者会議でお示しした資料に対して一部追記をした資料を掲載させていただいておりますけれども、この資料については、鬼怒川流域を源流部、上流部、中流部、下流部と4つに分けて自然環境について記載をさせていただいているものになりまして、右下の下流の環境のところに魚類がなかったということでございますので、河川水辺の国勢調査の結果を確認し、ギンブナ等の魚類が生息しているということで、追記させていただき、本文にも反映させていただいているところです。

続いて1ページ目にまた戻っていただき、5番目になりますが、資料4について、流水の正常

な機能を維持するため必要な流量の確保という資料に対して記載されている数値だったり、表現について確認をしてほしいということ、それから維持流量の設定における動植物の生息地または生育地の状況及び漁業というところに記載されている魚類にアユを追加してほしいというご意見をいただいております。これについては5ページ目を確認いただければと思います。左下に流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保と書いてございますけれども、この流水の正常な機能を維持するために必要な流量のことを、正常流量と呼んでおまして、その正常流量を構成する要素として、維持流量、さらに利水流量というのがあります。正常流量＝維持流量+利水流量ということで、ご認識いただければと思います。左上の①になりまして、この箱書きのタイトルが元々は維持流量の設定ということで、1月7日の資料でお示しをしておりましたけれども、内容を確認いたしますと、維持流量の記載だけではなくて、正常流量についての記載をさせていただいているということがございますので、内容とタイトルを合わせまして、変更の概要と修正をさせていただいております。②ということで、水利用の現状というところで、17ページに記載をさせていただいた、農業用水を右側に記載しておりますけれども、農業用水 $116.6\text{m}^3/\text{s}$ と左側の33ページのところの利水流量の設定での農業用水の $75.9\text{m}^3/\text{s}$ の数値が違うというところがございますけれども、17ページについては、佐貫地点よりも上流側の指定区間、ダム地点等まで含めた支川を含む鬼怒川流域全体としての水利権量ということでお示しをしておまして、左側の33ページのものにつきましては、あくまで正常流量をご説明するための利水流量ということで、佐貫地点より下流側の数値として、 $75.9\text{m}^3/\text{s}$ ということでお示しをしておまして、整理をしている範囲が異なるというところから数値の違いということでございます。続いて④になりまして、左下の正常流量の設定というところになりますけれども、正常流量につきましては半月ごとということで、月を6等分いたしまして、それごとに正常流量を検討しております。その中で灌漑期を3月～10月、非灌漑期を11月～2月ということで分けまして、その区間の中での最大値ということで、灌漑期においては最大でおおむね $51\text{m}^3/\text{s}$ 、非灌漑期では最大でおおむね $8\text{m}^3/\text{s}$ と記載している旨に修正し、これを本文の方にも反映をさせていただいているところです。

1ページ目にまた戻っていただきまして6番目になりますけれども、灌漑期が3月～10月、それから非灌漑期が11月～2月となっているが、気候変動を踏まえて期間を見直さなくてよいかということがございますけれども、鬼怒川の農業用水の水利パターンを確認させていただきましたけれども、大体3月下旬～9月上旬あたりになっておまして、利根川水系で見ると、10月にも取水しているというようなパターンもございますので、こういった水系での最新の利水現状というものを加味しながら灌漑期、非灌漑期の期間というのを設定しているところです。また、正常流量の検討にあたりましては、先ほどの説明と重なりますけれども、半月ごとに整理をしておまして、そ

の最大値ということで記載をさせていただいているところです。

続きまして7番目になりますけれども、定量目標を定めた区間だけではなくその上下流において回復・創出された面積も目標達成の面積に加えることができるなど、柔軟に考えた方が良いのではないかというご意見であります。今回の定量目標につきましては、過去のデータから工事後の環境の劣化等も考慮しながら、我々としては実現可能な面積ということで定量目標として定めておりますので、施工後においては当然モニタリング等を実施しながら、その結果を踏まえて順応的な維持管理に努めていきたいと考えているところです。

続いて8番目になります。資料4の関係になりまして、河川環境の整備と保全に関する目標について、わかりやすい表現に修正してほしいということでございまして、この資料の6ページ目をご確認いただければと思います。環境の定量目標に関する資料でございましたけれども、上段は下流部のものになりまして、下段については中流部というものになります。元々の資料に記載があったのが左側になりまして、それを修正し、右側のようにしたいと考えてございます。左側について、箱書きの中で8km～9kmの区間についてはということで、1ポツ目では平成14年以降消失をしているとか、2ポツ目では外来種が増加し、河川環境管理シートの評価値が下がっているといったような、この区間での課題が記載されているのと併記して、3ポツ目に目的を達成するための手段ということで、流下能力確保のための河道掘削・樹木伐採が予定されているということに対して、こういった目標を立てますというような流れの説明になっておりますけれども、箱書きの中が適切ではなかったということで、右側のようにまずは箱書きの中で課題を整理いたしまして、それを改善するための目標設定をして、その後の目標に向かってどのような整備を行うのかという説明の組み立てに変えさせていただきたいと思っております。下段の中流部についても、同様な形ということで整理をしたいと考えてございます。

続いて2ページ目になりまして、9番目になりますけれども、資料4の河川環境の整備と保全に関する事項というところで、定量目標を達成する上でも順応的管理が大切であるため追記してほしいということ、それから本文の自然環境の部分に対して、環境保全の活動団体や河川協力団体と連携した順応的管理を行っていく旨の記載をしてほしいということでございまして、この資料9ページ目をご確認いただければと思います。この資料の中で、河川環境の整備と保全に関する事項ということで、第1回でお示しした38ページ一部の修正と追記を行ってございまして、上段の箱書きになりますけれども、1ポツ目、2ポツ目につきましては、下流部、中流部における定量目標の設定に関する内容になっておりまして、3ポツ目について、今回追記をさせていただいております。施工後には適切なモニタリングを実施し、動植物の生息・生育・繁殖の場の現状の把握に努めるとともに、流量や土砂の変動などによる河川的作用も考慮し、それらの作用による変化に応じて順応

的な管理を行い、生態系ネットワークの保全・創出を図るっていうこと、それから4ポツ目の赤枠の中になりますけれども、河川協力団体等と連携した順応的な管理によるっていうことで、追記させていただきます。

2ページ目に戻っていただきまして、10番目になります。河道掘削後の生物相の変化をモニタリングしてほしいっていうことをごさいますて、これについて本文の5.1.1というところの(2)河道掘削等というところがございますけれども、その中で掘削後もモニタリングを踏まえ順応的な対応を行い、創出した環境を保全するため、必要な措置を講じるっていうことを本文の方に記載をしているところですよ。

最後、11番になりますけれども、本文の動植物の生息・生育・繁殖の保全・創出というところで、アユ、サケ等の産卵生息環境となる瀬・淵等との記載について、変更原案では削除されているため、記載を検討いただきたいっていうこと、またアユが住みやすい川づくりという内容の記載を検討いただきたいっていうことをごさいますて、これについてアユとサケ等につきましては、特に工事実施時に適切に配慮っていうことを考えてございますて、工事実施時の河道掘削であったり、浸透・侵食対策というところで、アユ、サケ等の産卵・生息の場となる連続した瀬・淵に配慮すると、本文へ追記させていただきます。

資料1といたしましては、説明は以上になりますけれども、資料2において資料1にてご説明をした本文に関する内容について、箱書きに記載のとおり、学識経験を有する方々の意見9件と、さらに関係県の茨城県、栃木県からいただいている意見、それから、1月8日から1ヶ月間、パブリックコメントっていうことで、関係住民の方々から変更原案に対していただいた意見に対して、先ほどの資料1と同じように、関東地方整備局の考え方っていうことでお示しをございますて、できるだけ分かりやすくご説明する観点っていうことから、いただいた意見について、その論点を体系的に概要として整理をした上で、その点を概要ごとにお示しをございますて、このいただいたご意見を踏まえて、本文の方を修正させていただきます部分はいくつかございますので、それについては資料3の変更案変更内容比較表を合わせてご確認いただければと思っておりますので、資料のご準備よろしくお願いたします。資料2でございますけれども、説明について、先ほど資料1と重複するものにつきましては、割愛をさせていただきますながら進めたいと思っております。

1ページ目をごさいますて、左側に番号を振らせていただいております。章節っていうことで、1番目としては、1.1の鬼怒川の流域および河川の概要に対して、表1-1鬼怒川流域概要における流域内人口を最新の数値に更新してほしいってご意見に対して、関東地方整備局の考え方としては、ご意見を踏まえて先ほどご説明した通り約56万人に更新しているところですよ。具体的には、資料3の4ページ目の4行目、それから6行目において、黄色ハッチをしている部分が、前回お示

している変更原案からご意見をいただいて変更案にする段階で修正をしているというところになります。若干誤字もございますけれども、流域内人口といたしましては約 56 万人という記載にさせていただきますし、6 行目の出典につきましては、第 10 回ということで、修正・更新をさせていただきますところがございます。

資料 2 に戻りまして、同様に②になりまして、ホトケドジョウ等の記載が変更原案でムサシノジユズカケハゼに変更された理由につきましては、資料 1 ではご説明した通りでございます。

③につきましては、サケの遡上、それから産卵床の確認という部分につきましては、資料 3 の 6 ページ目の 14 行目の右側になります。黄色ハッチをかけているところになりますけれども、サケの遡上が見られ、産卵床が確認されているというような表現で修正をさせていただきますし、

同様に資料 2 の④になりますけれども、鬼怒川流域の自然環境における下流部の特徴として、魚類についても記述してほしいという部分につきましては、資料 3 の 6 ページ目の 15 行目になりまして、オオヨシキリ等の鳥類やギンブナ等の魚類ということで、魚類についても記載をさせていただきますし、

資料 2 の⑤になりますけれども。1.2 に治水の沿革というパラグラフがございます、その中で度重なる危険、被害が発生しないよう早急に対応してほしいということ。

それから、⑥の 4.1 の目標に関しまして、今回の変更で増大したい目標に対して、確実に対策を進めてほしいという意見をいただいております。これにつきましては、今進めさせていただいている鬼怒川の河川整備計画を速やかに変更させていただいて、これに基づく整備等の推進を図ってまいりたいと考えているところです。

続いて、⑦ということで、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標ということで、記載されている数値や表現について確認してほしいという部分でございます。これについては、資料 3 の 12 ページ目の 52 行目になりますけれども、正常流量のところ、最大でという記載を追記させていただきますし、それから 27 ページ目の 187 行目についても、同様の内容で修正をさせていただきますし、

資料 2 の⑧に戻させていただくと、4.3 の河川環境の整備と保全に関する目標ということで、(2) の自然環境ということで、環境保全の活動団体や、河川協力団体と連携した順応的管理を行っていく旨の記載をしてほしいということでございまして、これについては、資料 3 の 30 ページ目の 192 行目、一番上段の右側になりますけれども、黄色ハッチの部分になりまして、河川協力団体等と連携した順応的な管理による河川環境の保全や回復に努めていくということで、しっかりと記載をさせていただきますし、

続いて資料 2 の 2 ページ目⑨になりますけれども 5.1 というところで河道整備や堤防整備におい

ては、動植物の生息環境や自然環境へ配慮してほしいといったご意見になります。これにつきましては、変更案の5.1のところに記載のとおりで、河川の整備にあたっては、治水安全度の向上を図る際、水質だったり、動植物の生息・生育・繁殖環境それから景観・親水というものに配慮することなど、総合的な視点で進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて⑩になります。これは河道掘削等になりまして、河道掘削後の生物相の変化をモニタリングしてほしいということをございまして、これにつきましては、資料3の32ページ目の211行目になります。右側になりまして、表5-2河道掘削等に係る施行の場所という表の少し上の黄色ハッチになりますけれども、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な対応を行い、創出した環境を保全するため、必要な措置を講じるということで記載をさせていただいているところです。

資料2に戻りまして、⑪になります。河道掘削等について、土砂の堆積や樹木の繁茂が著しい箇所で流れを阻害するような場所は除去してほしいということをございます。これについては、変更案の河道掘削等というところに記載のとおり、河道整備の目標とする流量を安全に流下させるということで、必要な箇所においては、河道掘削だったり、樹木伐採を実施してまいりますし、河道の維持管理というところにも記載させていただいておりますが、河道内の土砂堆積だったり、樹林化の進行というのは、流下能力の低下であったり、水門・樋門・樋管等の排水機能の低下、それから砂州の発達による堤防前面の河岸洗掘・侵食ということで支障をきたす恐れがあるため、必要に応じて土砂の状況だったり、樹木の伐採を実施してまいりたいと考えております。

続いて⑫になります。これについても河道掘削についてになりますけれども、伐採した樹木について、引き続き無償配布をしてほしいということをございまして、現在、伐採した樹木につきましては、経費の縮減だったり、木材の有効活用を図るという観点から、薪のような形で無料配布を行っておりますので、これを引き続き実施してまいりたいと考えておりますし、公募により樹木伐採を一般の方々が行うということで、適切な河川管理を進めるとともに、河川資源の有効活用を図る試みというものも行っておりますので、そういったものを続けていきたいと考えてございます。

続いて⑬になりますけれども、(2)動植物の生息、生育、繁殖の保全・創出というところに対して、アユ、サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵等の記載に関すること、それからアユが住みやすい川づくりということについてになりますけど、これについては、32ページ目の211行目になりまして、この黄色ハッチの上段のアユやサケ等の産卵・生息の場となる連続した瀬・淵をはじめ、生物の生息・生育・繁殖の場となる水際、ワンド・たまり、河原や砂州、干潟等の保全・創出を図るために河岸の切り下げや凹凸を設ける等の工夫を行うということで記載をしておりますし、同様に、33ページ214行目になりますけれども、浸透・侵食対策というところの黄色ハッチのように、同様の記載をさせていただいております。

資料2に戻っていただきまして、3ページ目になります。⑭になりますけれども、堤防の維持管理というところについて、予算的に厳しいのは承知をしているけれども、集草回数の増加だったり、草丈が高くなる前に、こまめに除草し、刈草の全体量を減らす等の対策をしてほしいというご意見でございます。これについて堤防除草は、以前は年に2回の除草と、年1回の集草を行ってきましてけれども、近年草丈だったり、刈草量の抑制、それから堤防除草にかかるコスト縮減ということを目的として、年3回の除草を試行的に実施をしているところですし、引き続きこういった取り組みをしながら、限られた予算の中で堤防の機能を維持していくために必要な植生管理を図っていくとともに、公募等による民間活力の活用であったり、地域との協働というものを検討してまいりたいと考えております。

続いて⑮になります(8)地域における防災力の向上という部分について、市町村長が避難指示等を適切なタイミングで発令できる判断支援体制を計画の重要な施策として位置づけることが必要であるというご意見になりますけれども、このご意見の趣旨につきましては、変更案の中の(8)地域における防災力の向上というところで、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう関係機関と連携を一層図る旨の記載をしておりますし、10)市町における避難指示等の適切な発令の支援という部分について、具体的な内容を記載しております。これに基づいて我々としては実施してまいりたいと考えてございます。

続いて、⑯になりまして、堤防強化や河川改修といったハード整備と併せて、防災学習やマイ・タイムラインの普及・活用を柱としたソフト対策を、河川整備と同様の重要施策として位置づけてほしいということでございます。これについては8)住民等の主体的な避難の促進という箇所、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の取り組みが推進されるよう支援する旨を記載しておりますし、9)防災教育や防災知識の普及というところについては、防災教育の取り組みを推進する旨記載しており、これに基づいて実施をしてまいりたいと考えております。

続いて⑰になりますけれども、治水技術の伝承の取り組みということで、これまでの治水技術について、流域住民に対して出前講座等で積極的に広報をしてほしいということございまして、これについて関東地方整備局で実施している出前講座をはじめとして、毎年沿川市町で開催される水防訓練等の様々なイベントを通じて、これまでの治水技術については広報してきておりますが、引き続き、このように様々な機会を通じて、広報してまいりたいと考えております。

⑱については、変更原案全体にかかるご意見ということで、その他ということでまとめておりまして、3つほどございます。河道掘削等や侵食対策などの早期整備を望む。それから、流水の正常な機能の維持に引き続き努めてほしいということ。豊かな自然環境の保全・創出に向けた取り組み

や、かわまちづくり計画に基づく賑わいの創出の支援を引き続き努めてほしいということでございまして、こういった様々な治水・利水・環境ということで、多岐にわたる様々な取り組みについて、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますけど、⑯ということで、誤字・脱字ということについては修正をさせていただいております。

資料の説明としては以上になりますけれども、ご用意させていただいた資料4については、今ご説明させていただいた内容で変更案という形でまとめさせていただいておりますし、資料5につきましては、その概要版ということで、まとめさせていただいております。こちらの説明としては以上になります。

○池田座長

はい。ご説明ありがとうございました。それではどなたからでも結構ですので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

先ほど事務局より、前回有識者会議にていただいたご意見をふまえ、修正・追記等おこなったと説明がありましたが、特に何がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○青木委員

青木でございます。前回、順応的管理のことを、お話しさせていただきまして、今回、生態系に関する記述が増えて、保全であったり、創出という言葉がいたるところに出て、かなり赤文字が見られたので、膨らませていただいて本当にありがとうございます。

それに関して1つなんですけれども、資料の3の52ページになります。番号によると367行目になるのですが、見ていくとグリーンインフラであったり、出てくるわけなんですけれども、魅力ある地域づくりに取り組むとあります。これに関しまして、実際に関東全体で、エコロジカルネットワークという形で地域づくりおよび、さらには河川の保全および生態系の保全をリンクして、それが地域振興に繋がるようにしていこうということがあるので、そういったときに鬼怒川・小貝川でも取り組んでいくという理解でよろしいかどうかということを確認させていただければと思います。

○事務局

事務局でございます。お答えさせていただきます。おっしゃられたとおり、今後も下館河川事務所といたしまして、かわまちづくり事業なども通じまして、魅力ある地域づくりに引き続き取り組

んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員

ぜひ具体的な、計画等が今後進んでいくときに、その中にそういったことを盛り込んで進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○池田座長

よろしいでしょうか。はい。他にございませんでしょうか。

ウェブで参加された委員の皆さんはいかがですか。

○乃田委員

乃田です。私から特に追加のコメントはありません。ありがとうございました。

○大野委員

大野です。私の方からも追加のコメントございません。意見を反映させていただきまして、ありがとうございました。

○池田座長

はい。コメントありがとうございました。よろしいですかね。他の委員の方もよろしいでしょうか。

○青木委員

もう一点、よろしいですか。青木です。よろしくお願いいたします。同じく資料3の52ページの367行目のところなんですけど、4行目のところに、具体的に田川合流付近から上流の霞提の保全とあるわけなんですけども、ここだけ具体的に記載されてるんですけども、これ以外もまた様々な計画をされるのか。田川合流付近から上流の霞提以外の所でも何か計画等を今後進めてくのかどうかを確認させてください。

○遠山流域治水課長

ありがとうございます。これは前段に書かせていただいている流域治水というものがございます

けれども、その中で霞提の保全ですとか、そういったものをすでに盛り込んでおまして、現在有している貯留機能を最大限活用したいということがございますので、霞提の保全というものに努めてまいりたいということで考えております。

○青木委員

そうしましたら、他でも必要があれば、霞提も含めた様々な工法を活用しているという理解でよろしいですかね。

○遠山流域治水課長

まず、今すでにあるものとして霞提がございますし、鬼怒川の上流側は特に広い川幅がございますして、その貯留機能等もございますし、下流側においても少し広い高水敷があって、蛇玉になっているような、貯留機能を有するような場所もございますので、そういったものが貯留機能を確実に発揮できるように努めていきたいということです。

○青木委員

わかりました。利根川ですと、霞提以外にも例えば河川の調節池化を進めているので、そういった調節池化は計画に入っていますか。

○遠山流域治水課長

今回の整備計画変更につきましては、調節池化は盛り込んでませんが、今回は1/50を目指すということで進めてますけれども、将来的には基本方針1/100を目指すこととなりますので、今後検討していく中で、選択肢の一つとなるかと思っております。

○青木委員

今回の計画では、1/50は達成できるということですか。

○遠山流域治水課長

そうですね。その内容を変更案としてございます。

○青木委員

はい、承知しました。ありがとうございます。

○池田座長

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。特段ご意見なければこれまで今回を含めて2回の有識者会議で、皆様から多くの貴重なご意見をいただいたということで、意見は出し尽くしたということにさせていただきたいと思います。今、特に青木委員からいただいたお話は、修正という意味ではなく確認ということで受け止めさせていただいて、本日示された変更案で今後の手続きを進めさせていただければと思います。

和田委員、どうぞ。

○和田委員

利根川水系の資料5のところですけど、今頃AIを使って学生が卒論を書いたりすることがあります。その時、同じ用語なのですが、その用語の背景や時代等をむしろAIがまとめてくれるがゆえに、学生たちも、時代とか背景とかを全く無視して、同じ組織の名前ではあるけれどまったく時代や組織の性格等の違いを無視して、学生たちがAIで定義を拾ってきてしまうことがあります。なので、例えば、14ページにある大規模氾濫減災協議会を活用するなど記載されていますが、これはいつの時代の大規模氾濫減災協議会なのか注釈を入れていただけると、別時期の定義や制度を混ぜて理解しなくて済むので、大変ありがたいなと思ったところです。以上です。

○池田座長

事務局はいかがですか。

○成田副所長

下館河川事務所のホームページの方でも、減災対策協議会の会議の状況ですとかお知らせしておりますので、ここで注釈を書かなくてもホームページ見てもらえば、その辺りはわかるかと思えますので、この資料はこのままとさせていただければと思います。

○池田座長

よろしいでしょうか。特になければこの変更案で事務手続きを進めていただきたいと思います。それではこれを持ちまして、議事を終了して進行を事務局にお返しします。

○成田副所長

はい。池田座長、議事の進行ありがとうございます。最後に青木事務所長より一言お願いしま

す。

○青木事務所長

まず委員の皆様におかれましては、前回と今回の2回の会議でですね、貴重なご意見いただきまして、誠にありがとうございます。本日お示しした整備計画変更案で変更手続きを進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。私どもの河川改修につきましては、計画の策定がメインでございませんので、この計画を基にしっかり河川の整備を進めていきたいと思っておりますので、また、今後も先生方にはいろいろご指導等いただくかと思ひますが、引き続きよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

6. 閉会

○成田副所長

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして貴重なご意見ありがとうございました。本日の記事録につきましては、公開規程第5条2のとおり、内容をご確認いただいた後、国土交通省関東地方整備局のホームページにおいて、公開することといたします。

以上をもちまして、第2回鬼怒川河川整備計画有識会議を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。